

## 大阪国税局からのお知らせ

### 税務署の内部事務のセンター化

内部事務の効率化を目的として、複数の税務署の内部事務（※）を集約処理する「大阪国税局業務センター室」（センター）を下記の表のとおり設置しています。

※ 内部事務とは、基本的に税務署の職員が税務署の内部で行う事務（例えば、申告書の入力処理、納税者の皆様へのお尋ね文書の発送など、納税者や税理士の皆様との対面を伴わない事務）をいいます。

#### 《センターの名称等》

センター名称	郵送先	対象署
大阪国税局業務センター	〒532-8548 大阪市淀川区木川東2丁目3番1号 東淀川税務署内	大阪福島税務署・西淀川税務署・東淀川税務署・大淀税務署
大阪国税局業務センター 神戸分室	〒650-8540 神戸市中央区港島中町2丁目1番10号 神戸税関ポートアイランド出張所内	灘税務署・兵庫税務署・長田税務署・須磨税務署・神戸税務署
大阪国税局業務センター 北分室	〒530-8515 大阪市北区南扇町7番13号 北税務署内	浪速税務署・東成税務署・北税務署

#### 【ご留意いただきたい事項】

○ 申告書や申請書・届出書等の書類を対象署へ郵送等により提出する場合は、上記の表に対応するセンターの所在地へ送付いただきますようお願いいたします。

なお、申告書等を電子申告（e-Tax）により送信される場合は、従来どおり、所轄税務署へ送信願います。

※1 書面の申告書・申請書等の書類を、センターへ直接持ち込むことはできません。

※2 所轄税務署の窓口及び時間外受付窓口へ提出することも可能ですが、センターへの郵送に御協力願います。

○ 郵送等により提出された申告書や申請書・届出書等の控えについて、**税務署名の表示に替えて、センターの名称を表示した収受日付印を押す**ます。

○ 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

※1 納税証明書を郵送で請求される場合は、封筒に「納税証明書交付請求書在中」と明記の上、所轄税務署へ送付してください。

※2 面接による相談を希望される場合は、来署される前に所轄税務署に相談日時を予約していただきますようお願いいたします。

○ 電話による税務相談や申告書、申請書等の送付依頼は、従来どおり電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。

○ 内部事務を処理するため、所轄の納税者や税理士の皆様に対し、センターから電話や文書により問合せをさせていただきます場合があります。

**なお、センターから送付する文書によって、行政指導の責任者が国税局長となる場合があります。**

○ 大阪福島税務署、西淀川税務署及び大淀税務署へ提出された書類（申告書や申請書・届出書等）は、原則として、「大阪国税局業務センター」へ移送の上、保管します。

このため、大阪福島税務署、西淀川税務署及び大淀税務署へ提出された書類の内容確認等を行う場合には、お時間をいただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

○ 上記の取組は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

### 内部事務の集約化

中心署	対象署
加古川税務署	三木税務署

#### 【ご留意いただきたい事項】

○ 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄の税務署で行います。

○ 内部事務を処理するため、三木税務署管内の納税者や税理士の皆様に対し、加古川税務署から電話や文書により問合せをさせていただきますことがあります。

○ 上記の取組は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

### 税務署の内部事務のセンター化（行政指導等の一部の集約処理）

大阪国税局管内全署の行政指導等の一部を集約処理するセンターを下記の表のとおり設置しています。

#### 《センターの名称等》

センター名称	電話番号	
	ナビダイヤル	I P 電話・P H S
大阪国税局業務センター 大阪福島分室	0570-074-331 0570-074-131	06-6448-1306 06-6448-1309
大阪国税局業務センター 西淀川分室	0570-073-131	06-6476-4818
大阪国税局業務センター 南分室	0570-073-331	06-6768-1140
大阪国税局業務センター 長田分室	0570-073-003	078-691-7890

※ 「ナビダイヤル」は全国一律料金でご利用いただけます（携帯電話をご利用の場合は、通常の通話料金となります。また、I P 電話ではご利用いただけません場合があります。）。

なお、大阪国税局業務センター北分室においては、表面の対象署の内部事務のほか、行政指導等の一部も集約処理しています（専用電話番号は下記の表のとおり。）。

センター名称	電話番号	
	ナビダイヤル	I P 電話・P H S
大阪国税局業務センター 北分室	設定なし	06-6131-0363 06-6131-0364

#### 《主な事務の内容》

○ 照会文書等の発送

上記の表のセンターから発送する主な文書は下記の表のとおりです。

区分	文書名等
資料情報事務	・ 国外財産調書の提出義務の確認について ・ 支払調書等のe-Tax等による提出について
個人課税事務	・ 所得税（及び復興特別所得税）の確定申告書の見直し・確認について ・ 消費税課税事業者届出書の提出について ・ 財産債務調書の提出義務の確認について ・ 各種説明会等の案内文書
資産課税事務	・ 譲渡所得の申告についてのお尋ね ・ 贈与税の申告についてのお尋ね ・ 相続税の申告についてのお尋ね ・ 相続税の申告手続の周知文
法人課税事務	・ 無申告法人等に対する文書
間接課税事務	・ 収入印紙の貼付状況に係るお尋ね文書

○ 電話照会

申告書等の提出状況について確認させていただきたい場合や上記文書に対して回答期限までにご回答をいただけなかった場合などには、**上記の表のセンターから、電話による問合せ**をさせていただきますことがあります。

#### 【ご留意いただきたい事項】

**センターから送付する文書によって、行政指導の責任者が国税局長となる場合があります。**

税金の納付は

簡単・便利な

# ダイレクト納付で 業務効率化!

ダイレクト納付とは…

国税の場合はe-Tax、地方税の場合はeLTAXを利用して、事前に届出した預貯金口座からの振替により、簡単な操作で税金を納付することができる便利な電子納税の手段です。



国税用e-Taxキャラクター  
イラスト



eLTAXイメージキャラクター・エルレンジャー

## BEFORE

これまでは…

- ✓ 金融機関まで足を運ぶのが面倒…
- ✓ 窓口が混雑しているときは長時間待たないといけない…
- ✓ 源泉所得税や個人住民税の納付は毎月発生するし事務負担が大きい…
- ✓ 納付する日を指定できれば便利なのに…
- ✓ 複数の都道府県・市区町村へまとめて納付できればいいのに…



## AFTER

これからは

- ✓ オフィスや自宅からPCで納付できます!
- ✓ 窓口で待たなくてもいい!
- ✓ PCで申告から納税まで一度でできます!
- ✓ 即時又は納付日を指定して納付ができます!
- ✓ (地方税の場合) 全ての都道府県・市区町村へ一括して納付が可能!



国税庁



総務省



地方税共同機構  
LOCAL TAX AUTHORITY

具体的な  
手続きは  
裏面へ



## ダイレクト納付を始めるには?

### 国税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に  
預貯金口座があること



(e-Tax) 利用可能金融機関

- ✓ (初めての方は) e-Taxの利用開始手続きからスタート!
- ✓ 国税のダイレクト納付利用届出書を提出!  
個人の方はオンラインで届出書の提出ができます。



◀詳細はこちら

※利用開始まで、書面提出では約1か月、オンライン提出では約10日程度の期間が必要です。

※法人の方は、右ページの届出書の提出をお願いします。

### 地方税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に  
預貯金口座があること



(eLTAX) 共通納税対応金融機関

- ✓ (初めての方は) eLTAXホームページのPCdesk (WEB版) から利用開始手続きスタート!
- ✓ 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書を提出!



◀詳細はこちら

※地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書は、PCdeskから利用届出を行い、利用者IDを取得してからダウンロードできます。



## ダイレクト納付の利用方法

### 国税の場合は

- 1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼データを送信する
- 2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する
- 3 「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する  
※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。  
※「納付日を指定される方」は指定した日の午前中に振替が行われます。
- 4 納付状況を確認する  
※「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

国税庁HP  
[Web-Tax-TV]



手順に関するご不明な点につきましては、e-Taxホームページをご覧ください。  
e-Taxホームページ <https://www.e-tax.go.jp/>

### 地方税の場合は

- 1 PCdesk (DL版) などのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信や納付情報の発行依頼を行う。
- 2 納付情報を受け取り、「ダイレクト方式」を選択する
- 3 「今すぐ納付を行う」又は「納付日を指定して納付を行う」を選択する  
※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。  
※納付日を指定される方は指定した日に振替が行われます。
- 4 納付状況を確認する  
※納付手続完了後、納付完了通知がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

PCdesk  
マニュアル



手順に関するご不明な点につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。  
eLTAXホームページ <https://www.eitax.lta.go.jp/>

法人番号

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

### 国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和 年 月 日提出

税務署長 へ

氏名 (法人名及び代表者氏名)

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたので届け出ます。  
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたので、下記約定を締約の上、依頼します。

#### 1 指定預貯金口座

住所 (所在地)	(〒 - ) 電話 ( )	(金融機関お届け印)
	(申告納税地)	
氏名 (法人名及び代表者氏名)	(フリガナ)	(指印が不明な場合には、こちらにも捺印してください。)
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協	本店・支店 本所・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備 (ゆうちょ銀行以外)	口座番号
ゆうちょ銀行	記号番号	

#### 2 振替日時: 納付情報送付日時

#### 3 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署 整理欄	(不備事由) 1 金融機関番号エラー 2 整理番号等未登録 3 重複入力	4 口座情報不完全 5 その他
	人 力 訂 正 人 力 送 付 登 録	
	金融機関番号	
	整理番号	

約 定

- 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
- 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行方不明の小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
- この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。
- この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には連帯をかけません。

金融機関 整理欄	(不備返却事由) A 印鑑相違 B 印鑑不鮮明 C 口座番号相違 D 口座該当なし E 名義人相違 (備考)	F 住所相違 G 支店名相違 H その他
	受 付 印 鑑 照 合 検 印	
	(口座識別番号)	
	(認証番号)	

## 国税の 簡単・便利な キャッシュレス納付!

国税ではダイレクト納付以外にも便利なキャッシュレス納付をご用意しています。

#### 振替納税

振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に併せて国税を口座引当により納付する方法です。

#### インターネット バンキング等

インターネットバンキング口座などから納付する方法です。

#### ごみ分別 お支払!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

パソコンやスマホから簡単に納付!

- 申請手続は最初だけ!
- 初年度以降は自動で引き落とし!
- オンラインでも申請が可能!

※オンラインでの申請が利用可能な金融機関については、国税庁ホームページをご確認ください。

※利用可能な金融機関については、[ページ(https://www.pay-easy.jp/)]でご確認ください。

#### クレジット カード納付

インターネット上のクレジットカード支払の機能を利用して、納付受託者が運営する専用サイトから納付受託者に納付を委託する方法です。

#### スマホアプリ納付

スマホアプリを利用した新しい納付の方法です。

- 事前手続きは不要!
- 専用サイトはこちらから  
<https://kokuzei.noufu.jp/>



※納付税額に応じた決済手数料がかかります。(手数料は国の収入にはなりません。)



令和4年12月導入開始予定!

詳しい情報は国税庁ホームページに今後掲載しますので、是非ご確認ください!

e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の情報については、e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。  
e-Taxソフト・確定申告書作成コーナーの事前準備、送達方法、エラー解除などに関するご質問は[e-Tax・作成コーナーヘルプデスク](TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。  
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

#### 利用可能時間



#### 電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

#### e-Taxの利用可能時間

火曜日～金曜日(休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。) 24時間  
月・土・日・休祝日(メンテナンス日を除きます。) 8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

## 地方税のキャッシュレス納付!

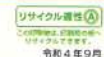
- 地方税も、多くの都道府県・市区町村で口座振替、スマートフォン決済アプリ等によるキャッシュレス納付が導入されています。詳しくは、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。
- さらに、令和5年4月から、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ等による納付がeLTAXで可能となる予定です。

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス

検索

eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの接続環境、PCdeskの操作方法、よくあるご質問については、eLTAXホームページで詳しくお知らせしておりますので、ご覧ください。  
ご利用に当たっての全般的なご質問は、eLTAXホームページのお問い合わせフォームでお問い合わせください。



令和4年9月

# 電子納税証明書(PDF)が とても便利です!



お手持ちのパソコンから e-Tax を使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、ぜひご利用ください!

**メリット** その **1** 税務署窓口に行く必要がなく**非対面**で請求から受取までできます!

**メリット** その **2** 電子納税証明書(PDFファイル)は**何度でも**お使いいただけます(※注)!  
※提出先から求められた期限内に発行されたものであることは、書面の場合と同様です。

**メリット** その **3** 電子納税証明書(PDFファイル)は**何枚でも**印刷できます!

## 発行までの流れ

自宅等で請求データを作成・送信  
↓  
そのまま自宅等で受取



### 1 STEP 自宅やオフィスで請求

e-Tax ソフト(Web版)を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書の請求データを作成し、送信します。詳しい操作方法については、e-Tax ホームページ内「電子納税証明書(電子ファイル)」について(詳細)をご覧ください。

※請求データの送信には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。  
※代理人の方も請求することができます。

電子納税証明書  
(電子ファイル)  
について(詳細)



### 2 STEP 手数料の納付

e-Taxソフト(Web版)のメッセージボックスに配信される案内から、インターネットバンキング等により手数料を納付します。

※手数料については、1税目×1年度 1枚あたり370円です。



### 3 STEP 電子納税証明書(PDF)の受取

納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)がダウンロードできるようになります。必要に応じて自宅やオフィスのプリンター、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷ができます。

※ダウンロードできる期間は、メッセージボックスに発行受付結果(電子納税証明書の発行準備が整った旨の通知)が配信されてから90日間です。

※コンビニエンスストアの印刷サービスの利用には、別途料金がかかります。



納税証明書(電子申請分)の交付手数料は、  
**ATM(ペイジー)で納付できます!**

#### 【ATM画面イメージ】

①「料金払込(ペイジー)」を選択してください。

ご希望のお取引を選択してください。

お預入れ	お引出し
通帳記入	残高照会
送金	定期・定期お預入れ
その他	<b>料金払込(ペイジー)</b>

②「手入力」を選択してください。

払込情報の入力方法を選択してください。

払込書読取	<b>手入力</b>
取消	

(注) 払込書はございません。

③ 収納機関番号等を入力してください。

確認番号

確認番号を入力し「確認」を押してください

収納機関番号	00100
お客様番号	1234567890
確認番号	12345

訂正

収納機関番号「**00100**」  
(行政手数料の収納機関番号)  
お客様番号「**納付番号**」

確認番号「**確認番号**」

#### ATMに行く前に・・・!!

e-Taxのメッセージボックスに格納される「納税証明書発行受付結果(受信通知)」から、**納付番号**と**確認番号**をお控えください(印刷可能です)。

④ 内容を確認してください。

確認

内容がよろしければ「確認」を押してください

振込先	財務省会計センター
お客様番号	1234567890
お名前	
振込内容	

(注) 振込先は財務省会計センターです。

⑤ お支払方法を選択してください。

お支払い方法を選択してください

**振込金額**

370円

現金

引き続きATM画面の案内に沿って操作してください。

(注) 手数料の電子納付ができる期間は、納税証明書発行受付結果がメッセージボックスに格納された日から30日間です。

# 電子納税証明書(PDF)が さらに便利に!スマホで請求! スマホで受取!



電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Taxを使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

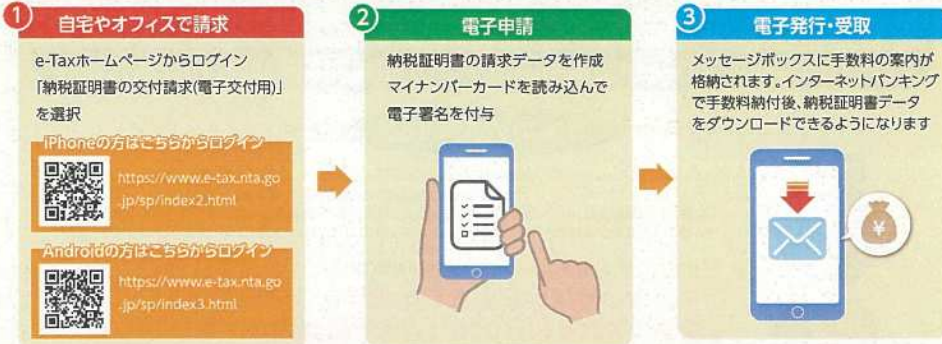
電子納税証明書(PDF)の請求から受取まで新たにスマホでもできるようになりました!

## 電子納税証明書(PDF)のメリット!

- ✔ **メリット01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます!
- ✔ **メリット02** **手数料がおトク!**(1税目1年度あたり370円)  
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ✔ **メリット03** 期限内であれば、書面として**何枚でも印刷**してお使いいただけます!  
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- ✔ **メリット04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます!



## .....簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ.....



### 留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

詳しい  
手続きは  
こちらから▶



読み取れない場合はこちらから  
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

国税庁 国税庁ホームページ  
<https://www.nta.go.jp/>

納税証明書の便利な請求、受取方法は他にもあります。詳しくは、裏面をご覧ください。

# 他にもまだある 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!



納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。



## .....オンライン請求の手順(税務署窓口で受け取る場合).....

### ① 自宅やオフィスで請求

- ▶ パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の(新規作成)から、「納税証明書の交付請求(署名省略)」を選択し作成してください。  
(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。
- ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。)



### ② 税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

ここからは、税務署窓口での手続です。

### ③ 手数料の納付

- ✔ 税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。
- ※ **手数料がおトクです。**  
1税目1年度1枚370円  
書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

### ④ 納税証明書の受取

#### オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



- ※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダライタの購入が必要な場合があります。
- ※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

# 消費税及び地方消費税の納税は期限内に

**消費税及び地方消費税の税率は、10%です** (注1)。  
**基準期間** (注2) の課税売上高が**1,000万円を超える事業者は、課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。** (注1) 飲食料品 (酒類を除きます。) 及び一定の新聞の譲渡については、軽減税率 (8%) が適用されます。

(注2) 基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合など一定の場合は、課税事業者になります。



## 期限内納付のために

### 課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。  
※ 例えば、小売業でその課税期間の課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約34,000円 (各月売上高×売上に対する納税額の目安率2.0%) となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 農林漁業 (飲食料品の譲渡に係る事業) (第2種事業)		農林漁業 (飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
	年間課税売上高	各月売上高	年間課税売上高	各月売上高	年間課税売上高	各月売上高	年間課税売上高	各月売上高	年間課税売上高	各月売上高	年間課税売上高	各月売上高	
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%		
売上に対する納税額の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%		
年間課税売上高	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。  
(注2) 令和3年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。  
(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

### 納税が困難な方には猶予制度があります。

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

【受付時間】 8:30 ~ 17:00 (土日祝除く)



詳しくはこちら

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>



国税庁

検索

便利な納付方法は裏面へ

### 簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください!



インターネットを利用できる端末をお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム (e-Tax) を利用した電子納税ができます。  
特にダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税の方法となっておりますので、ぜひご利用ください。



詳しくはこちら

### ■ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付 (予納) することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



### 個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます!

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になります。

振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。) に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。



国税の振替納税を利用する場合には、事前に税務署又は金融機関に書面で振替依頼書を提出する必要がありますが、令和3年1月からオンライン (e-Tax) で提出できるようになりました。(注) 個人の方に限ります。



詳しくはこちら



詳しくはこちら

### 任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額 (地方消費税額を含まない年税額) が48万円以下の事業者 (中間申告義務のない事業者) が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間 (注) から、自主的に中間申告・納付することができます。

(注) 「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

### 軽減税率制度及びインボイス制度に関する相談

軽減税率制度及びインボイス制度に関するご質問やご相談は、「軽減・インボイスコールセンター (消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)」で受け付けております。

【フリーダイヤル】 0120-205-553 【受付時間】 9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)

※ 軽減税率制度及びインボイス制度については、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式 (いわゆるインボイス制度)」をご覧ください。



詳しくはこちら

新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ

## 猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

## 要件（換価の猶予）

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内（注）に申請書が提出されていること。

（注）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

※ **原則、担保は不要**です（担保の提供が明らかに可能な場合を除く。）。

## 内容（猶予が認められると）

- ① 原則として**1年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② **猶予期間中の延滞税が軽減**（注）されます。  
（注）通常 年8.7%→軽減後 年0.9%（令和4年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）

**更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。（裏面をご参照ください。）**

次のような個別の事情に該当する場合は、納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

## 個別の事情の具体例（納税の猶予）

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合、それらの再調達価額等に相当する金額
- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用
- 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

## 内容（猶予が認められると）

- ① 原則として**1年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② **猶予期間中の延滞税が軽減**（注）又は免除されます。  
（注）通常 年8.7%→軽減後 年0.9%（令和4年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（納税の猶予：国税通則法第46条）

## 猶予の申請方法等

- 「猶予申請書」を所轄の税務署に提出してください。
- ▶ **提出は、便利な e-Tax をご利用ください！** スマホやタブレットでも申請できます！  
※ 郵送でも可能です（様式は国税庁HPから入手可能）。
- 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いしますが、**書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。**

※ 地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、  
社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。  
総務省：[https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)  
厚生労働省：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10925.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html)

国税の猶予の詳細はこちら



## 阿倍野税務署管内の納税者の皆様へ

### ○ 納税に関するご相談について

阿倍野税務署の納税に関する相談（徴収関係業務）につきましては、天王寺税務署 徴収部門で行っています（阿倍野税務署に、納付の相談を担当する職員は常駐していません）。

納税に関するご相談を希望される場合は、次の専用電話にご連絡ください（天王寺税務署 徴収部門の職員が応答します）。



#### ◎天王寺税務署のご案内

〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目11番25号

☎ 06-6772-1281 代



※ ご不明な点がございましたら、「阿倍野税務署 徴収担当 専用電話」又は「天王寺税務署（徴収部門）」までお問い合わせください。





# 自宅からスマホで申告

## してみませんか？

簡単・便利



スマホカメラで源泉徴収票を読み取りできます！

- ご自宅で**  
確定申告期間は24時間いつでも利用可能  
※メンテナンス時間を除く
- 専用画面**  
スマホ専用画面で見やすく操作が簡単
- 自動計算**  
画面の案内に沿って入力するだけ
- 添付書類不要**  
書類の記載内容を入力・送信することで添付省略  
※一部の書類は除く
- 持参・印刷・郵送不要**  
税務署への持参が不要  
印刷・郵送代が不要
- 早期還付**  
還付金の振込みが早い  
※2月末までに提出した場合に2~3週間程度で還付  
(普通還付の場合は4~6週間程度で還付)

NEW 令和4年分(令和5年1月以降)からさらに便利に！

- 青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に
- マイナンバーカードの読取回数が削減 ※

※ 過去にマイナンバーカードを使って確定申告している等の一定の条件を満たしている場合



詳しくは裏面をご覧ください!! ▶▶▶

大阪国税局・税務署

# 申告書の作成・送信は自宅から！ 国税庁ホームページから！

## STEP1. 「国税庁ホームページ」へアクセス

作成コーナー

【確定申告書等作成コーナー】

作成開始！

## STEP2. 画面の案内に従って入力→自動計算！

スマホなら、カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取って自動入力！

給与所得がある方の例

## STEP3. 申告書をデータ送信

おすすめ マイナンバーカードをお持ちの方 ID・パスワードをお持ちの方

**マイナンバーカード**

さらに

マイナポータル連携なら……各種控除証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目に自動入力できます。

国税庁HP「マイナポータル連携特設ページ」はこちら

※ パソコンの場合ICカードリーダーが必要

**事前発行のID・パスワード**

または

ID・パスワード方式の届出を確認！  
※申告書の控えと一緒に保管されている場合があります。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面とは異なる場合があります。

戸建て・マンションを購入された方へ

# 住宅ローン控除は自宅から

～ 24 時間対応\*！ 入力は簡単！

e-Tax なら早期に還付されます！ ～

\* 一部の期間を除きます

## 簡単申告！

購入した時にメモしておけば、確定申告の入力がスムーズにできるよ！



### 準備するもの

- 給与所得の源泉徴収票（住宅に入居した年分のもの）
- マイナンバーカード
- マイナンバーカード対応のスマートフォン

- ★住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ★住宅（及び土地）の登記事項証明書
- ★住宅（及び土地）の売買契約書や工事請負契約書
- ★交付を受けた補助金等の額を証する書類

※ ★印の書類は提出が必要ですが、e-Tax であればイメージデータ（PDF 形式）で送信が可能です。

### 【確定申告書の作成（入力）に向けた事前準備】

<b>契約締結年月日</b> 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	<b>住宅に居住を始めた年月日</b> <small>住宅業を異動した日を記入してください</small> 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
<b>住宅に関する事項</b> <b>取得対価の額</b> （売買契約書などに記載されています） <input type="text"/> 円 <small>消費税の記載がある場合、税込みの金額を記入してください。</small> <b>消費税額及び地方消費税額の合計額</b> （10%部分） （売買契約書などに記載されています） <input type="text"/> 円 <b>自己の専有部分の床面積</b> （小数点第2位まで） （登記事項証明書に記載されています） <input type="text"/> . <input type="text"/> m <sup>2</sup> <small>※住宅が共有名義の場合のみ</small> <b>自己の持分</b> （登記事項証明書に記載されています） <input type="text"/> / <input type="text"/>	<b>土地に関する事項</b> <b>取得対価の額</b> （売買契約書などに記載されています） <input type="text"/> 円 <small>※住宅と土地の金額が分かれていない場合は、次の計算方法で算出してください。 住宅と土地の取得価額の合計額 - ((消費税等の金額 + a) + 消費税等の金額) = 土地等の取得対価の額</small> <b>1 棟の土地の面積</b> （小数点第2位まで） （登記事項証明書に記載されています） <input type="text"/> . <input type="text"/> m <sup>2</sup> <small>※マンションの場合のみ</small> <b>1 棟の住宅の総床面積</b> （小数点第2位まで） （登記事項証明書に記載されています） <input type="text"/> . <input type="text"/> m <sup>2</sup> <small>※土地が共有名義の場合のみ</small> <b>自己の持分</b> （登記事項証明書に記載されています） <input type="text"/> / <input type="text"/>
<b>住宅や土地の取得に関する補助金等</b> <small>（すまい給付金や地方公共団体などから交付されるもの）</small> <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> 土地等 <input type="checkbox"/> 家屋及び土地等） <b>補助金等の額</b> <input type="text"/> 円 <small>※すまい給付金は、給付基礎額（前分前年を基準する前分金額）を記入。給付基礎額が不明な場合は、給付額÷家屋の共有持分で計算した金額を記入。</small>	<b>年末残高等証明書</b> <small>金融機関等から交付されたときに記入してください</small> ① <b>住宅借入金等の内訳</b> <input type="checkbox"/> 住宅のみ <input type="checkbox"/> 土地等のみ <input type="checkbox"/> 住宅及び土地等 ② <b>年末残高</b> <input type="text"/> 円 ③ <b>当初金額</b> <input type="text"/> 円

申告書と計算明細書の作成・送信は国税庁ホームページで！



大阪国税局・税務署

# 申告書の作成・送信は自宅から！ 国税庁ホームページから！

## STEP1. 「国税庁ホームページ」へアクセス



## STEP2. 画面の案内に従って入力→自動計算！



## STEP3. 申告書をデータ送信

おすすめ マイナンバーカードをお持ちの方

ID・パスワードをお持ちの方

マイナンバーカード



マイナンバーカード  
読み対応のスマホ



さらに

マイナポータル連携なら……  
各種控除証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目に自動入力できます。

国税庁HP  
「マイナポータル  
連携特設ページ」  
はこちら



または

事前発行の  
ID・パスワード



ID・パスワード方式の届出を確認！  
※申告書の控えと一緒に保管されている場合があります。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※ パソコンの場合 ICカードリーダーでも可

このチラシには開発中の画面が含まれており、実際の画面とは異なる場合があります。



～税務署からのお知らせ～

# 「財産債務調書制度」のあらまし

## 制度の趣旨

平成 27 年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書を見直し、一定の基準を満たす方に対し、その保有する財産及び債務に係る調書の提出を求めている制度が平成 28 年 1 月から施行されています。

## 制度の概要等

### ◎ 財産債務調書を提出しなければならない方

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年の退職所得を除く各種所得金額の合計額（注1）が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産（注2）を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を提出しなければなりません。

（注1） 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額です。ただし、①純損失や雑損失の繰越控除、②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、③特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、④上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、⑤特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、⑥先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

（注2） 「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第 60 条の2第1項に規定する有価証券等並びに同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

### ◎ 財産の価額

財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

（注） 「時価」とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格（同日の最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価格）などをいいます。「見積価額」とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算出した価額をいいます。

なお、「見積価額」の具体的な算定方法につきましては、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）に掲載している法令解釈通達等をご確認ください。

### ◎ 財産債務調書への記載事項

財産債務調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）・マイナンバー（個人番号）に加え、財産の種類、数量、価額、所在及び債務の金額等を記載することとされています（財産及び債務に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

（注1） 「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

（注2） マイナンバーを記載した財産債務調書を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必須です。詳しくは国税庁ホームページ『[社会保険・税番号制度「マイナンバー」](http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm)』（[www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm](http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm)）をご覧ください。

### ◎ 財産債務調書の提出期限等

財産債務調書は、その年の翌年の3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

（注） その年の翌年3月15日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日までに提出しなければなりません。

## 財産債務調書（合計表）の記載例

財産債務調書の提出に当たっては、別途、「財産債務調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

(調書)		(合計表)	
<p>平成 27 年 12 月 31 日分 財産債務調書</p> <p>住所：東京都千代田区麹町 3-1-1 氏名：田中 太郎 職業：会社員 税務番号：00000000000000</p>		<p>平成 27 年 12 月 31 日分 財産債務調書合計表</p> <p>財産の区分 価額の合計額又は取得価額 取得価額の合計額 負債の区分 負債額の合計額 負債額の合計額</p>	
<p>財産の区分</p> <p>現金 250,000,000 預金 199,000,000 債権 180,538.4 有価証券 389,619.13 不動産 76,450,000 その他 1,650,000</p>	<p>取得価額の合計額</p> <p>250,000,000 199,000,000 180,538.4 389,619.13 76,450,000 1,650,000</p>	<p>負債の区分</p> <p>借入金 890,000,000 借入金 780,717,299 借入金 34,000,000 借入金 404,500,000</p>	<p>負債額の合計額</p> <p>890,000,000 780,717,299 34,000,000 404,500,000</p>
<p>全ての財産の価額と債務の金額の合計額を記入</p> <p>2,900,000.00 2,000,000.00</p>		<p>全ての財産の価額と債務の金額の合計額を記入</p> <p>2,900,000.00 2,000,000.00</p>	

※ 財産債務調書を提出する方が、「国外財産調書」を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項（当該国外財産の価額を除きます。）の記載は要しないこととされています。

## その他の措置

- ① 財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減されます。
- ② 財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。

- 国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）には、調書や合計表の様式のほか、制度についてのFAQ、法令解釈通達等を掲載しております。
  - 税務署での面接によるご相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- なお、ご予約の際には、お名前、ご住所、ご相談内容等をお伺いいたします。

税理士の皆さまへ

# 相続税申告は e-Tax をご利用ください



## ポイント1 添付書類はイメージデータで送信可能

「戸籍の謄本」や「印鑑証明書」などの添付書類をイメージデータ（PDF形式）で送信することができます。

▶ 添付書類をイメージデータ（PDF形式）で送信することで、税務署に出向くことなく提出ができます。送信方法は次のとおりです。



送信方法	内容	送信可能回数
① 同時送信方式	申告・申請等データの送信時に、添付書類のイメージデータ（PDF形式）を添付して、同時に送信する方法	1回
② 追加送信方式	申告・申請等データの送信後に、受信通知から別途、添付書類のイメージデータ（PDF形式）を追加で送信する方法	10回まで追加送信可能

※ 1回の送信当たり最大 136 ファイル、8.0 MB のデータ容量を送信できます。「①同時送信方式」だけではデータ容量が不足する場合、「②追加送信方式」を行うことで、最大 11 回（8.0 MB × 11 回（88.0 MB））まで送信が可能です。

### 新着情報

令和 4 年 4 月 1 日以後の e-Tax 申告については、①又は②の方法以外に**光ディスク等に添付書類のイメージデータ（PDF形式）を保存して提出**できるようになりました。

添付書類データをまとめて保存して提出できますので、是非ご利用ください。

- ※ 光ディスク等に保存するファイル数は 1,000 ファイル（1 ファイル当たり 50MB まで）まで可能です。
- ※ 提出に当たっては、e-Tax ホームページに掲載している「e-Tax による相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項」をご確認ください。

【掲載場所】 ホーム ⇒ 利用可能手続 ⇒ 相続税申告



留意事項はこちら

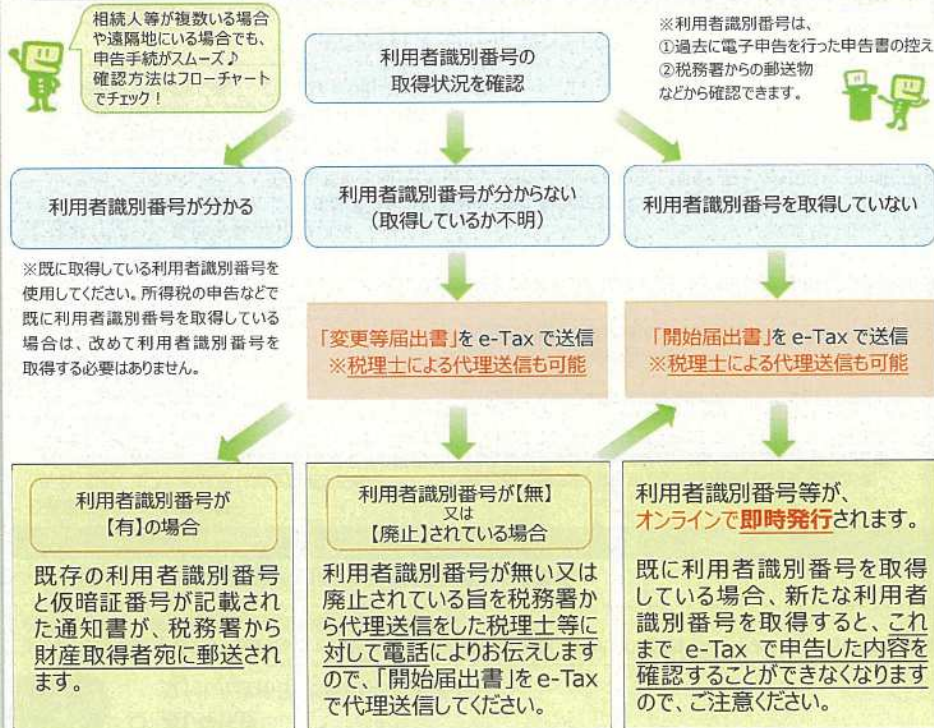
## ポイント2 データ管理・ペーパーレス化が可能

送信した申告等はデータで管理できるため、文書管理の効率化が図られます。

▶ 送信したデータや受付結果をファイルで保存できるため、データでの管理が可能となり、ペーパーレス化だけでなく、コスト削減（紙代・郵送料・交通費など）につながります。

## ポイント3 財産取得者の利用者識別番号のみで申告可能

財産取得者（申告書を提出する方）の  
 ・利用者識別番号の暗証番号  
 ・電子証明書（マイナンバーカード等）  
 ・本人確認書類 } が全て不要です。



※ 「変更等届出書」及び「開始届出書」は財産取得者の住所地の所轄税務署宛に送信してください。

### 参考情報

「相続税申告書の代理送信等に関する Q & A」を国税庁ホームページに掲載しています！

【掲載場所】 ホーム ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係

### 事前準備、送信方法などに関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901**（全国一律市内通話料金）  
 受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く。）



Q&A はこちら



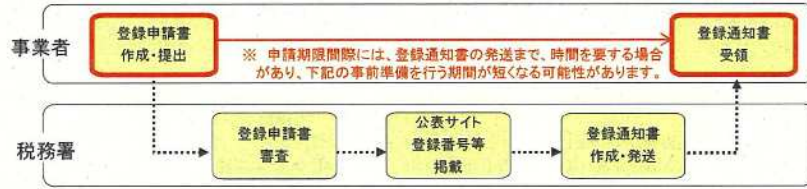
国税庁 法人番号 7000012050002

令和 4 年 6 月

# 令和5年10月 インボイス制度が始まります！ ～事業のご準備のために、登録申請はお早めに～

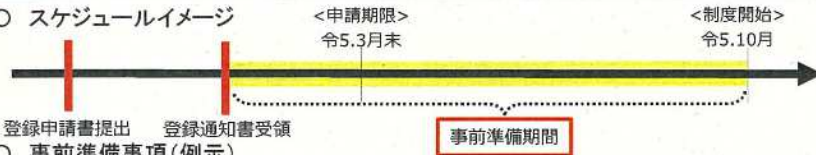
## 登録申請手順フロー

### ○ フロー図



## 事業者における事前準備

### ○ スケジュールイメージ



### ○ 事前準備事項 (例示)

- 取引先と取引条件の確認
- インボイスにする帳票の検討
- 経理・会計、販売管理等のシステム改修
- 取引先と登録番号の情報共有
- 従業員に対する制度研修

補助金の申請(予定)期限(令和4年7月末現在、各HPで公表されているもの)

IT導入補助金 (デジタル化基盤導入類型)	9次締切: 8/22(月) 10次締切: 9/5(月) 11次締切: 9/20(火) 12次締切: 10/3(月)
持続化補助金	第9回締切: 9月20日(火) 第10回締切: 12月上旬 第11回締切: 令和5年2月下旬

※ 補助金の申請に当たっては、各要件がありますので、詳しくは各HPでご確認ください。

## 他の届出書フロー

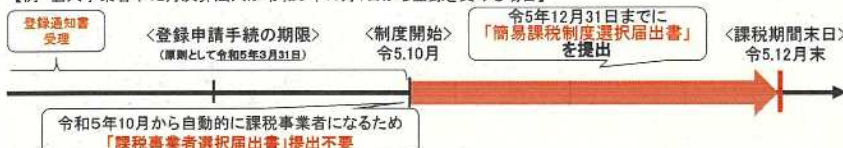
### ○ 課税事業者選択届出書・簡易課税制度選択届出書

「課税事業者選択届出書」、「簡易課税制度選択届出書」は原則、課税期間の前日までに提出する必要がありますが、令和11年9月30日を含む課税期間中まで下記、「」内の特例が設けられています。

- ・「**課税事業者選択届出書**」の提出不要
- ・免税事業者が課税事業者となり簡易課税を選択する場合は、**課税期間の末日までに「簡易課税制度選択届出書」を提出**

したがって、令和5年3月末までに登録申請書を提出し、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者になる場合は、以下のとおりとなります。

【例 個人事業者や12月決算法人が令和5年10月1日から登録を受ける場合】



2022.8

# 重要

## 適格請求書発行事業者の皆様へ

○ 適格請求書発行事業者として登録された情報(氏名・法人名・登録番号など)は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

また、令和5年10月1日以降に行う課税取引について、原則、以下の義務が課されます。



1

### ○ 適格請求書の交付

取引の相手方の求めに応じて、適格請求書(インボイス)を交付する。

2

### ○ 適格返還請求書の交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する。

3

### ○ 修正した適格請求書の交付

交付した適格請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求書を交付する。

4

### ○ 写しの保存

交付した適格請求書の写しを保存する。

適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります(事業者免税点制度の適用はありません。)

### ○ 次の場合は、所轄税務署への届出手続きが必要となります。

手続の内容	提出すべき届出書等
<b>公表事項の追加・変更手続</b> 氏名・名称、法人の本店所在地を変更する場合 個人事業者等の主たる屋号などを追加・変更する場合	適格請求書発行事業者登録簿の登録事項変更届出書 適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)届出書
<b>登録失効手続</b> 登録の取消しを求める場合 <sup>(※1)</sup> 事業を廃止した場合 法人が合併により消滅した場合 個人が死亡した場合 <sup>(※1)</sup>	適格請求書発行事業者の登録の取消しをを求める旨の届出書 <sup>(※2)</sup> 事業廃止届出書 合併による法人の消滅届出書 適格請求書発行事業者の死亡届出書

※1 令和5年10月1日以降の手続となります。

※2 消費税課税事業者選択届出書を提出している事業者が免税事業者になる場合は、消費税課税事業者選択不適用届出書の提出が併せて必要となります。

### 【ご注意ください】登録の取消しについて

次の取消事由に該当する場合には、適格請求書発行事業者の登録が取り消されることがあります。

- ① 1年以上所在不明である場合(「所在不明」とは、例えば、消費税の申告書の提出がない場合などにおいて、文書の返戻や電話の不通をはじめとして、事業者との必要な連絡が取れないときをいいます。)
- ② 事業を廃止したと認められる場合
- ③ 合併により消滅したと認められる場合(法人の場合)
- ④ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合

### さらに詳しくお知りになりたい方へ

- インボイス制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」の各種情報をご覧ください。
- インボイス制度に関する一般的なご相談は「消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター」で受け付けております。  
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料) 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く。)



「適格請求書発行事業者の登録通知書」は、原則として再発行を行いませんので大切に保管してください。

